

平成21年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成21年2月17日 開会

平成21年2月17日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会



## 議事日程第 1 号

平成 2 1 年 2 月 1 7 日 ( 火曜日 ) 午後 2 時 1 0 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	議席の一部変更	
日程第 4	議席の指定	
日程第 5	議会運営委員の選任	
日程第 6	一般質問	
日程第 7	議案第 1 号	秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
日程第 8	議案第 2 号	秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件
日程第 9	議案第 3 号	平成 2 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) の件
日程第 1 0	議案第 4 号	平成 2 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) の件
日程第 1 1	議案第 5 号	平成 2 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
日程第 1 2	議案第 6 号	平成 2 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
日程第 1 3	議員提出議案第 1 号	秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件
日程第 1 4	同意案件第 1 号	秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 ( 1 4 名 )

4 番 鈴 木 俊 夫

8 番 佐 藤 亮 一

10番 高橋 浩 人  
13番 加賀谷 正 美  
16番 竹内 睦 夫  
18番 武石 善 治  
21番 阿部 栄 悦  
23番 齋藤 紀 男

12番 佐々木 哲 男  
15番 吉岡 興  
17番 佐藤 峯 夫  
19番 藤原 幸 美  
22番 小柳 勉  
24番 菅原 政 一

---

欠席議員（9名）

1番 五十嵐 忠 悦  
3番 佐藤 一 誠  
6番 柳田 弘  
9番 渡邊 彦兵衛  
14番 藤原 幸 作

2番 小畑 元  
5番 児玉 一  
7番 川口 博  
11番 松田 知 己

---

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 佐竹 敬 久  
事務局長 最上 徹  
総務課長 松山 徹  
会計管理者 平塚 敦 子

副広域連合長 齋藤 正 寧  
事務局次長 村上 隆 志  
業務課長 仲山 和 法

---

議会担当職員出席者

議会書記 小松 幸 月

議会書記 柿崎 弘 樹

---

午後2時10分 開会

議長（竹内睦夫） 本日は大変ご苦勞様です。

本日の出席議員は、14名であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立します。

これより、平成21年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

### 新議員の紹介

議長（竹内睦夫） 会議に先立ちましてご報告申し上げます。

平成21年1月7日告示の広域連合議会議員補欠選挙において当選されました皆様をご紹介いたします。

私の方からお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

大湯村長の高橋浩人議員。美郷町長の松田知己議員。松田議員は再選となりますが、本日は所用のため欠席しております。

以上、2名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願いいたします。これより、本日の会議を開きます。

---

### 諸般の報告

議長（竹内睦夫） この際、諸般の報告をいたします。

平成21年1月16日付けで、大仙市議会の大坂義徳議員から辞職願が提出され、1月22日付けでこれを許可しておりますのでご報告いたします。

その他、報告は朗読を省略し各議員への配付をもって報告といたします。

---

### 仮議席の指定

議長（竹内睦夫） この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、各議員が、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（竹内睦夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、佐藤亮一議員、吉岡興議員の2名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（竹内睦夫） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議席の一部変更

議長（竹内睦夫） 次に、日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。  
お諮りいたします。議席の変更については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり変更したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、議席表による新議席のとおり変更することに決定いたしました。

議席の移動につきましては、この後の日程第4、議席の指定終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第4 議席の指定

議長（竹内睦夫） 次に、日程第4、議席の指定を行います。  
新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、高橋議員は10番、松田議員は11番と指定いたします。

この際、議席の移動のため、暫時休憩します。

【午後2時17分 休憩 ・ 午後2時18分 開議】

議長（竹内睦夫） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第5 議会運営委員の選任

議長（竹内睦夫） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

現在、1名欠員となっております、議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長及び議員4区分から各1名を選任していることから、今回、松田知己議員を選任したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、松田議員が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

---

## 日程第6 一般質問

議長（竹内睦夫） 日程第6、一般質問を行います。

これまでに、質問の通告者はございません。以上で、一般質問を終わります。

---

日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から

日程第12 議案第6号 平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

議長（竹内睦夫） 次に、日程第7、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から日程第12、議案第6号、平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの、以上の各案を一括議題といたします。

次に、それぞれの議案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 平成21年2月広域連合議会定例会の開会にあたり、今定例会提出の条例案及び予算案等について説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

広域連合では、去る2月1日が設立日となっております発足3年目に入っておりますが、今後とも、制度の定着と安定的な運営に努めて参りたいと考えております。

国においては、後期高齢者を含む高齢者医療制度全般の見直しを図るため、有識者による高齢者医療制度に関する検討会での議論を中心に、一年を目途に検討していくこととしております。

また、政府・与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいては、この春を目途に全世代から納得と共感が得られるような見直しの基本方針をまとめることとしております。

さて、今定例会には、条例案2件、補正予算案2件及び予算案2件の議案を提出いたしております。

まず、条例案について説明申し上げます。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件は、平成21年度以降における被保険者の保険料軽減等について、所要の規定を整備する必要があるため改正しようとするものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件は、現行の臨時特例基金に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の積立を可能とすること等を目的に、所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、平成20年度補正予算案について説明申し上げます。

一般会計補正予算は、国庫支出金及び預金利子等の増額や関係市町村の共通経費負担金を減額するなどの補正を行うものであります。

一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ4,917万1,000円を減額し、補正後の予算額は、4億82万9,000円となるものであります。

特別会計補正予算は、国の特別対策実施に伴う保険料軽減等に係る補助及び交付金の増額や、実績見込を勘案し療養給付費等を減額するなどの補正を行うものであります。

特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ48億6,298万1,000円を減額し、補正後の予算額は、1,152億8,979万9,000円となるものであります。

次に、平成21年度予算案について説明申し上げます。

一般会計は、関係市町村の厳しい財政事情等に配慮しながら運営経費の縮減に務め、予算を編成したものです。

これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,000万円としております。

また、特別会計は、後期高齢者医療に必要な保険給付費等について、平成20年度の実績等をもとに予算を編成したものです。

これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,289億5,800万円としております。

以上、提出案件の概略を説明申し上げますが、よろしくご審議の上、適切な決定をたまわりますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 提案理由の説明が終わりましたので、これより各議案に対する概要



説明を求め、その後質疑を行います。

まず、議案第1号及び議案第2号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第1号及び議案第2号について一括して説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、平成21年度以降における所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減等について、所要の規定を整備する必要があるため改正しようとするものです。

なお、本改正の軽減措置は恒久的な措置であります。平成21年度以降の保険料軽減に係る財源措置については、関係省庁及び関係団体との調整が必要であることから、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正は行わず、国の予算措置及び広域連合条例により対応することとしております。

引き続きまして5ページをお開きください。

議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、平成20年度及び平成21年度における、所得の少ない方に対する保険料軽減等を盛り込んだ特別対策の実施に伴う経費の財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることから、平成19年度に設置した同基金に積み立てるものです。

また、基金を処分できる要件に、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減措置の1年延長、周知・広報経費、きめ細やかな相談体制の整備、保険料の均等割額軽減拡大及び所得割額5割軽減の財源に充てることとする規定を追加しております。

8ページをお開きください。

附則第2項の改正は、条例の失効日を1年延長した平成23年3月31日とするものです。施行日は公布の日とするものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） これで両議案に対する説明が終わりました。これより議案第1号及び議案第2号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。よって、これをもって議案第1号及び議案第2号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号及び議案第4号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第3号及び議案第4号について一括して説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

議案第3号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、国庫支出金及び預金利子等の増額や関係市町村の共通経費負担金等の減額をしようとするものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ4,917万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億82万9,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為として新たに設定するものです。

続きまして10ページをお開きください。補正の内容であります。歳入から順に説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、主に共通経費充当事業の減に伴い、5,038万8,000円を減額しております。

3款諸収入は、歳計現金の利子収入の増に伴い、34万9,000円を増額しております。

4款国庫支出金は、国庫補助対象となった運営懇話会開催経費を2回開催予定として申請しておりましたが、実績に基づき変更申請を行ったことに伴い、7万9,000円を減額しております。

5款財産収入は、臨時特例基金の運用益の増に伴い、94万7,000円を増額しております。

続きまして、11ページの歳出を説明申し上げます。歳出においては、2款総務費は、派遣職員人件費負担金及び需用費の減額等に伴い、4,244万1,000円を減額しております。

3款民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金として、673万円を減額しております。

続きまして、12ページの債務負担行為を説明申し上げます。債務負担行為につきまして新たに設定するものです。

派遣職員宿舍借上料（平成20年度設定）は、期間を平成20年度から平成21年度とし、限度額を638万円とするものです。これは、各市町村からの派遣職員について、自宅から通勤することが困難な職員のために宿舍を借り上げるもので、3月中に賃貸住宅会社と契約する必要があるため、設定するものです。

引き続きまして、21ページをお開きください。

議案第4号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正では、特別対策に伴う円滑運営臨時特例交付金の交付に伴い国庫支出金が増額となった一方、保険給付費等は実績等を勘案して減額しております。

第1条は、歳入歳出それぞれ48億6,298万1,000円を減額し、補正後の歳入

歳出予算の総額を、それぞれ1,152億8,979万9,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為として新たに設定するものです。

続きまして、22ページをお開きください。補正の内容であります。歳入から順に説明申し上げます。

1款市町村支出金は、保険料の賦課実績及び収納見込を勘案し、6億9,636万2,000円を減額しております。

2款国庫支出金は、保険給付費等の実績見込みによる国庫負担金の減額と、特別対策に伴う国庫補助金及び円滑運営臨時特例交付金の増額の計で、4億9,338万9,000円を減額しております。

3款県支出金は、保険給付費等の実績見込みにより、4億3,330万円減額しております。

4款支払基金交付金は、同様に保険給付費等の実績見込みにより、22億1,936万1,000円減額しております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、事業主体となる国保中央会において調整した金額をもとに、9億1,392万6,000円を減額しております。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金及び臨時特例基金からの繰入金を再算定したことにより、合計で1億3,874万4,000円を減額しております。

8款諸収入は、特別会計の歳計現金運用益に伴う預金利子及び第三者行為求償事務に係る第三者納付金の増により、3,210万1,000円を増額しております。

続きまして、23ページの歳出を説明申し上げます。

1款総務費は、円滑運営臨時特例交付金の臨時特例基金への積み立て、特別対策に伴う市町村事業実施分の補助金などを計上したことから、10億9,632万2,000円を増額しております。

2款保険給付費は、医療給付等の実績見込みにより、49億1,579万8,000円を減額しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、事業主体となる国保中央会において調整した金額をもとに、9億1,392万6,000円を減額しております。

5款保健事業費は、各市町村における実施見込みにより、1億2,957万9,000円を減額しております。

続きまして、24ページをお開きください。債務負担行為につきまして新たに4件設定するものです。

4件とも平成21年4月1日から業務を開始する必要があり、業務委託契約等の諸準備を21年3月中に行う必要があるため設定するものです。

電算処理システム運用作業業務委託(平成20年度設定)は、期間を平成20年度から平成21年度として、限度額を2,979万9,000円とするものであります。

後期高齢者医療に関する業務委託（平成20年度設定）は、期間を平成20年度から平成21年度として、限度額を1億3,278万2,000円とするものであります。

診療報酬明細書二次点検等業務委託（平成20年度設定）は、期間を平成20年度から平成21年度として、限度額を1,407万6,000円とするものであります。

診療報酬等の審査支払業務委託（平成20年度設定）は、期間を平成20年度から平成21年度として、限度額を診療報酬審査支払業務、柔整療養費審査支払業務及び療養費審査通知業務に係る経費の合算額としています。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） これで両議案に対する概要の説明が終わりました。これより議案第3号及び議案第4号に対する質疑を行います。

これまでに、質疑の通告はございません。よって、これをもって議案第3号及び議案第4号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第5号及び議案第6号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第5号及び議案第6号について一括して説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

議案第5号、平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件についてであります。

第1条は、一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億5千万円とするものであります。

続きまして、38ページをお開きください。歳入から順に説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、4億4,938万1,000円とするものであります。これは広域連合を運営するための事務経費や職員人件費等の経費であり、構成市町村から負担していただくものです。

2款財産収入は、平成19年度に設置いたしました後期高齢医療制度臨時特例基金の運用による収入であり、1,000円の存置とするものであります。

3款繰越金は、1,000円の存置とするものであります。

4款諸収入は、61万7,000円とするものであります。1項預金利子は1,000円、2項雑入は61万6,000円で、職員用宿舍及び駐車場使用料の自己負担分を計上しております。

以上、歳入の合計は4億5,000万円となっております。

続きまして、39ページの歳出を説明申し上げます。

1款議会費は、93万円とするものであります。議員報酬、費用弁償及び会議開催経費を計上しております。

2款総務費は、1億8,443万円とするものであります。1項総務管理費は、1億8,

406万3,000円で、事務局運営経費及び職員人件費等を計上しております。2項選挙費は、9万9,000円で、選挙管理委員会委員報酬及び事務経費を計上しております。3項監査委員費は、26万8,000円で、監査委員報酬及び事務経費を計上しております。

3款民生費は、2億6,396万6,000円とするものであります。これは後期高齢者医療制度を運営するための事務経費であり、この全額を後期高齢者医療特別会計へ繰出し、広域連合電算処理システム関連経費、国保連への業務委託経費等に充てるものです。

4款予備費は、67万4,000円とするものであります。

以上、歳出の合計は4億5,000万円となっております。

引き続きまして、55ページをお開きください。

議案第6号、平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件についてであります。

第1条は、特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,289億5,800万円とするものであります。

第2条は、療養給付費の支払時など一時的な資金不足に備えるため、一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の流用できる場合を定めるものであり、保険給付費の同一款内での流用を可能とするものであります。

続きまして、56ページをお開きください。歳入より順に説明申し上げます。

1款市町村支出金は、195億751万2,000円とするものであります。これは、市町村からの後期高齢者医療保険料負担金、基盤安定負担金及び療養給付費の定率負担分であります。

2款国庫支出金は、447億5,851万5,000円とするものであります。1項国庫負担金は、311億6,452万5,000円で、療養給付費の定率負担分及び高額医療費の国負担分を計上しております。2項国庫補助金は、135億9,399万円で、被保険者の所得格差による広域連合間の財政不均衡を是正することを目的とした普通調整交付金、その他の特別な事情を考慮して交付される特別調整交付金、医療費適正化事業及び健康診査に係る後期高齢者医療制度事業費補助金を計上しております。

3款県支出金は、105億7,686万2,000円とするものであります。1項県負担金は、105億7,686万1,000円で、療養給付費の定率負担分及び高額医療費の県負担分を計上しております。2項県財政安定化基金支出金は、1,000円の存置としております。

4款県財政安定化基金借入金は、1,000円の存置とするものであります。

5款支払基金交付金は、527億5,247万9,000円とするものであります。これは療養給付費の現役世代からの負担分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付

されるものです。

6款特別高額医療費共同事業交付金は、1,081万1,000円とするものであります。これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国共同で財政調整を行うため、各広域連合からの拠出金を財源として交付されるものです。

7款繰入金は、13億3,981万4,000円とするものであります。1項一般会計繰入金は、2億6,396万6,000円で、広域連合電算処理システム関連経費、国保連業務委託経費及びその他業務関連事務費等の経費として、一般会計から繰入れるものです。2項臨時特例基金繰入金は、10億7,584万8,000円で、特別対策の実施に伴う保険料軽減並びに広域連合及び市町村が行う広報等及び相談体制の整備に要する経費として、臨時特例基金から繰入れるものです。

8款繰越金は、1,000円の存置とするものであります。

9款諸収入は、1,200万5,000円とするものであります。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子は、それぞれ2,000円、1,000円の存置としております。3項雑入は1,200万2,000円で、交通事故などの第三者行為による医療給付について、被害者から取得した損害賠償請求権に基づき、加害者から徴収する損害賠償金等を計上しております。

以上、歳入の合計は、1,289億5,800万円となっております。

続きまして、57ページの歳出を説明申し上げます。

1款総務費は、3億6,608万2,000円とするものであります。1項総務管理費は、3億6,594万4,000円で、広報、特別対策に係る市町村への補助金、広域連合電算処理システム関連経費、国保連等の委託業務経費及びその他業務に係る事務経費を計上しております。2項賦課徴収費は、13万8,000円で、賦課徴収管理に係る事務経費を計上しております。

2款保険給付費は、1,282億6,186万4,000円とするものであります。1項療養諸費は、1,240億8,781万5,000円で、療養給付費、療養費、特別療養費、移送費及び審査支払手数料を計上しております。2項高額療養諸費は、36億3,904万9,000円で、高額療養費及び高額介護合算療養費を計上しております。3項その他医療給付費は、5億3,500万円で、葬祭費を計上しております。

3款県財政安定化基金拠出金は、6,286万2,000円とするものであります。これは、保険料未納や想定しなかった給付費の増に伴う財政影響を緩和することを目的に、県が設置する財政安定化基金に拠出するものです。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、1,097万7,000円とするものであります。共同事業拠出金及び共同事業事務費として、国保中央会に拠出するものです。

5款保健事業費は、2億1,209万9,000円とするものであります。これは、市

町村が行う後期高齢者の健診事業に対する補助金を計上しております。

6款公債費は、1,568万9,000円とするものであります。1項一時借入金利子は、1,568万8,000円で、保険給付費支払いの資金不足に備えて一時借入金の利子を計上しております。2項県財政安定化基金償還金は、1,000円の存置としております。

7款諸支出金は、2,201万1,000円とするものであります。これは、市町村が過年度分の保険料を歳出から還付する財源として、市町村に対し支出額等を計上しております。

8款予備費は、641万6,000円とするものであります。

以上、歳出の合計は、1,289億5,800万円となっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） これで両議案に対する概要の説明が終わりました。これより議案第5号及び議案第6号に対する質疑を行います。

これまでに、質疑の通告はございません。よって、これをもって議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終了いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第3号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この議案の採決も簡易採決で行います。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この議案の採決も簡易採決で行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。この議案の採決も簡易採決で行います。  
議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議員提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件

議長（竹内睦夫） 次に、日程第13、議員提出議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤峯夫議員。

【17番 佐藤峯夫議員 登壇】

17番（佐藤峯夫） 議員提出議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

最初に、提案理由と改正要旨についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会活動の範囲を明確化するために、会議規則に議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を規定するものであります。

次に、附則についてであります。施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。これをもって本案に対する質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

日程第14 同意案件第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について  
同意を求める件

議長（竹内睦夫） 次に、日程第14、同意案件第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 同意案件第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件は、現秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員桂田晋氏から、平成21年3月31日をもって退職したい旨の申し出があったことに伴い、その後任として柴田暹氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の定めるところにより、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、適切な決定をたまわりますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） これで提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案でございますので、直ちに採決することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。本案は同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は柴田氏に同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

---

広域連合長のあいさつ

議長（竹内睦夫） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提出しました条例案、予算案及び同意案について、いずれも適切にご決定をいただき、ありがとうございました。

当広域連合では、引き続き後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、あいさついたします。

---

閉 会

議長（竹内睦夫） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで、平成21年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時 閉会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐 藤 亮 一

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 吉 岡 興